

関 税 政

第 44 号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 井部 俊一
編集責任者：広報委員長 三輪 洋之
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



ぬのびきかんのん
布引観音

写真提供 こもろ観光局

写 真 説 明

信州小諸・観光フォトコンテスト入賞作品（撮影者 重田正次氏）

「牛にひかれて善光寺」の伝説の舞台となった寺です。

小諸駅の西よりにある行基創建という天台宗の名刹。断崖絶壁にかかる観音堂（重文）に安置されているのが、牛に化身して、強欲な婆さまを善光寺に連れていき改悛させたという布引観音様です。正式名称は、天台宗布引山釈尊寺。信濃三十三観音霊場の第29番札所にあたります。寺務所の前あたりからの眺望は、遠く浅間山まで見通すことができます。

目次	特別寄稿	2
	裁判の報告	3

各県税政連だより	4
関税政の動き	11

特別寄稿



税政連の活動にご理解を

関東信越税理士政治連盟

副会長 若 山 実

関税政の副会長に就任してこの4月で4年目を迎えます。就任してまず感じたことは、税政連の活動に対する会員の意識にかなりの温度差があるということです。つまり税政連の必要性を理解し活動に協力的な会員と、いわゆる無関心な会員がおり、大規模支部を中心に無関心層が増加傾向にあることです。大規模支部はすでに組織率が50%を割っているのが現状です。

税政連としては財政的に安定した会務運営と活動の成果を上げるために、この無関心層の会員にどう理解し協力していただき組織率を向上させていくかが今後の大きな課題となっています。

税政連の役割

なぜ、税政連が必要なのでしょう。税理士会は強制入会の特別法人であるため政治活動を行うには限界があり、これを補う意味から税政連が必要なのです。

税政連は、税制改正や税理士法改正など、税理士制度や税理士の権益に関連する問題について税理士の立場から政治活動を通じて解決を図ろうとする団体です。

税政連の活動によって得られた恩恵は全ての税理士会員が平等に享受できるのです。木を植えて育てなければいずれ果実は実らなくなってしまいます。税政連も全会員が一丸となって活動することにより大きな成果が得られるのです。

後援会活動

税理士による国会議員等後援会への参加は税

理士会の要望を実現するためには欠かせません。ある地元議員の後援会設立総会で、議員が長年の念願が叶ったと大変感激されていたことは印象に残る出来事でした。やはり後援会活動を積極的に行うことが要望実現につながるのであって、何もしないで税理士会の望みどおりに要望が実現することはあり得ないのです。地元後援会への参加をお願いします。

財政の健全化

税政連の運営は主に税政連に加入している会員の会費で賄っています。組織率の低下により財政的には厳しい状況になっています。大規模支部ほどその傾向にあり、政治的な主義主張よりもお互いの顔が見えにくくなることで会費を払いたくない会員が増加していることが原因と思われます。さらに経費削減のために本部から一括徴収するようになり、支部で徴収していたころより人間関係が希薄になったことも組織率の低下を招いたことは否めません。

税政連の会費は税理士会会費と違いしばらく改定されていません。いずれ会費の改定も検討すべきかもしれません。組織率の低下がそのまま続くとすれば税政連の活動力は低下し、税制改正や税理士法改正等の要望実現が困難になってしまいます。会員の皆様には税政連の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

裁判の報告

栃木県税理士政治連盟における
宇都宮地裁判決について

関東信越税理士政治連盟

幹事長 秋 山 典 久

2月5日に宇都宮地方裁判所において、栃木県税理士政治連盟（以下「栃税政」という）を被告として、関東信越税理士会宇都宮支部所属の税理士A氏から「栃税政会員の地位不存在確認等請求」の訴えについて判決があり傍聴をしてきた。

判決後、被告（栃税政）代理人弁護士である小松勉先生から本事件についての概要文書をいただいたので、その要旨を掲載する。

「令和2年2月5日判決（宇都宮地裁平30（ワ）260号）」の事案

事件は、栃木県連所属の会員A氏が、本人の意思を無視して栃税政の会員と扱われたことにより、人格的自律権を侵害され精神的苦痛を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償金額110万円と年利5%の遅延損害金を求めた訴えがされ、平成30年7月18日から8期日の令和1年11月13日に結審の後に判決があった。

●判決（宇都宮地裁 伊良原恵吾裁判長）

●原告A氏の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

（原告A氏はすでに控訴をし、これから高裁での控訴審が行われる。）

（判決理由要旨）

法的にはA氏は栃税政の会員ではない。にもかかわらず、栃税政は、税政連は税理士会員で組織されるという規定を置いたり、年会費支払いを求める振込用紙を送ったり、税理士全員が税政連の会員であることを前提の予算案を掲載した栃税政定期大会議案書を送付して、A氏を栃税政会員として取り扱ってきた。この対応は客観的に見る限りA氏の思想良心の自由、政治活動の自由、人格的自律権を害するものと言えないわけではない。しかし、栃税政自身結社の自由、政治活動の自由を保障されているから、本件は私人間の権利自由が相対立しているという事案である。

そこで検討すると、思想良心の自由、政治活動の自由の侵害の態様程度が社会的に許容し得る限度を超えるときに法的保護が図られるべきものである。

思想良心、政治活動の自由が他者の政治活動の自由によって害され、不快の感情を抱くこと

があっても直ちに法律上保護に値するとしたら、かえって相手方の思想良心、政治活動の自由を封殺することになりかねない。（中略）A氏が、栃税政の対応で、第三者からA氏が栃税政が後援会活動を行う政治家を支持しているとみなされると主張するが、不利益内容が漠然として具体性に欠け、単なる不快の念を出ないし、A氏が第三者に向けて当該政治家を支持しないことを宣明することは妨げられないから、不快の感情吐露であって、不利益付与を具体的に基礎づけるものではない。」（小松先生からの文書から秋山要旨作成）

●新聞報道について

この判決後の翌日の新聞報道において「栃税政側はA氏が会員と主張したが、途中から会員でないと主張が変わったと報じている。」が、これは明らかな誤りである。栃税政の答弁書から明らかなように、栃税政は第1回期日からA氏が会員でないこと、A氏に会費支払い義務が無いことについて争いは無いから、これらの請求について訴えを却下すべきと主張していた。むしろ、A氏側において会員でないこと、会費支払い義務が無いことにつき争いがあるとしていたのであり、その後裁判所からの勧めで「争点を減らすために請求認諾してもらえないか」ということを栃税政側が応じただけのことであった。

●南九訴訟（牛島事件）と栃税政訴訟の違い

南九訴訟は、強制加入である南九州税理士会が税政連に寄付するための特別会費を決議し、特別会費不払者に対して、税理士会費未納の不利益（税理士会としての会員権停止）処分を課した事案である。

今回の栃税政訴訟は、税政連会費の問題であって、そもそも訴訟の当事者が強制加入の税理士会ではなく、任意団体の税政連であることから当事者に大きな違いがあること、加えて、栃税政訴訟は、会費不払い者に税理士としての会費未納の不利益を一切課すことはなかったものである。栃税政訴訟は、南九訴訟とは、まったく違う場面の事件であって、南九事件と同じように議論することについて疑問があると思われる。これから高裁での審判を受けることになるが、無駄な争いはしたくないものである。

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長

坂 場 信 夫

新春賀詞交歓会



三団体代表あいさつ

1月15日午後3時から、ホテルレイクビュー水戸（水戸市）において、例年どおり県連・税協・税政連の三団体の共催により新春賀詞交歓会を開催した。県内各支部からも多くの会員が出席し、全体で185人規模となった。

主催者である内田茂行県連会長、平田泰史茨税協理事長、若山実茨税政会長が登壇をし、代表して内田県連会長のあいさつが行われた。続いて来賓を代表し石毛光子茨城県知事公室長（知事代理）、高橋靖水戸市長からあいさつをいただいた。

今年も後援会を組織している国会議員、さらに県内すべての国会議員を来賓として招待した。出席者は国会議員本人が6人、前議員が2人、代理の秘書が9人の総勢17人であった。

あいさつは衆議院議員の額賀福志郎議員（自民党・茨城2区）をはじめ、田所嘉徳議員（自民党・茨城1区）、石川昭政議員（自民党・茨城5区）、次に参議院議員の岡田広議員（自民党・茨城県）、郡司彰議員（無所属・茨城県）、小沼巧議員（立憲民主党・茨城県）、最後に前衆議

院議員の福島伸享氏、前参議院議員の藤田幸久氏からいただいた。

「令和」の新春にふさわしく盛大に開催された。



額賀福志郎衆議院議員



田所嘉徳衆議院議員



石川昭政衆議院議員



岡田広参議院議員

栃木県税理士政治連盟

幹事長

小 口 秀 一

1. 新年賀詞交歓会



郡司彰参議院議員



小沼巧参議院議員



福島伸享氏



藤田幸久氏



小池英之会長あいさつ

栃税政は、1月18日午後4時から東武ホテルグランデ（宇都宮市）において、県支部連合会、栃税協の三団体に本年から税理士国保栃木県連が加わって四団体の共催により、本年度27回目となる新年賀詞交歓会を開催した。県内各支部からも多くの会員が出席し、全体で100人規模となった。

茂木敏充外務大臣他4人の国会議員と福田富一知事、関税政の秋山典久幹事長、長野県税政連百瀬征男会長、下野新聞社横堀章男営業部長をお迎えして盛大に開催した。税理士国保栃木県連島田訓明理事長の開会の辞に続き、小池英之栃税政会長による主催者あいさつと茂木敏充外務大臣のあいさつが行われた後、来賓を代表して秋山典久関税政幹事長からあいさつをいただき、岡本篤典県連会長の乾杯の発声により懇親に入った。

途中、出席された知事・国会議員からは受付順に、次に長野県税政連百瀬征男会長からあいさつをいただき、一同お酒が入りながらも熱心に耳を傾けた。今年も華やかな会とさせていただき、栃木県連荻原秀幸副会長の音頭で万歳三

唱の後、栃税協多久善巳理事長が閉会の言葉を述べ無事終了した。



茂木敏充外務大臣あいさつ

参議院議員（自民党・栃木県）及び福田富一知事の各後援会役員が被後援者との懇親を深めた。



茂木敏充後援会



秋山典久幹事長あいさつ



船田元後援会



集合写真



高橋克法後援会

2. 後援会活動

「税理士による福田とみかず後援会」は、1月18日午後2時から東武ホテルグランデ（宇都宮市）において役員会を開催し、令和元年度の活動状況及び収支決算の報告、令和2年度の活動方針について協議した。

その後行われた税理士会賀詞交歓会において、茂木敏充衆議院議員（自民党・栃木5区）、船田元衆議院議員（自民党・栃木1区）、高橋克法



福田とみかず後援会

群馬県税理士政治連盟

幹事長

三 輪 洋 之

1. 国会議員の確定申告相談会場視察

税理士会が確定申告期に行っている税務支援について理解を得るため、推薦国会議員に対しその実態を視察するよう後援会や支局に働きかけ、複数の推薦国会議員が視察を行った。

視察にあたっては、税務支援の実情を説明し、税理士会が行う社会貢献について理解を求めた。

①笹川博義衆議院議員（自民党・群馬3区）

2月15日、大泉町文化むら（大泉町）を視察。



笹川博義衆議院議員

②井野俊郎衆議院議員（自民党・群馬2区）

2月23日、桐生商工会議所（桐生市）を視察。



井野俊郎衆議院議員

2. 後援会活動

①税理士による福田達夫後援会

12月19日ホテルグランビュウ高崎（高崎市）において、経済産業省商務情報政策局から小笠原陽一審議官を講師に迎えて、「IT 政策の動向について」のテーマで第5世代移動通信システム（5G）などの内容を中心に勉強会を行った。その後、福田達夫衆議院議員から国政への取組や与党税制改正大綱の概要などについて報告と説明が行われた。



福田達夫後援会

②税理士による清水真人後援会

12月21日ホテルメトロポリタン高崎（高崎市）において、設立総会が開催された。関税政から井部俊一会長にご参加いただき、多数の出席者のもと盛大な設立総会となった。



清水真人後援会

埼玉県税理士政治連盟

幹事長

岸 生 子

1. 新年のあいさつ(1月9日 議員会館にて)

関税政役員および各県役員が衆議院議員会館会議室に集合し、新年のあいさつの後、各県別に県選出の国会議員に新年のあいさつまわりを行った。昨年12月の税制改正大綱の内容を踏まえつつ、継続して陳情を行う必要性を確認した。その内容は、消費税については、昨年10月から複雑な経理となった軽減税率の廃止を求めていくこと、近年多発する災害による損失に対する控除(雑損控除以外に)が必要だという点である。

陳情後は日税連の賀詞交歓会に参加し、地元の国会議員と懇談をした。



柴山昌彦衆議院議員



大河原雅子衆議院議員

2. 後援会活動

埼玉県選出の国会議員や政党の新年会、税理

士による後援会の総会等に参加した。

税理士による後援会の活動の中で、西田まこと議員から「東埼玉道路(八潮～松伏)の高速道路新規事業化へ前進」という情報があつた。

また、大野元裕埼玉県知事の税理士による後援会の準備を進めているところである。

3. 国会議員の税務支援視察

毎年、税理士による後援会や埼玉税政から、国会議員に税理士が行う税務支援の視察をお願いしている。今年は新型コロナウイルスの関係から、予定されていた視察の中止もあった。

2月10日は上田清司参議院議員(無所属・埼玉県)、11日は穂坂泰衆議院議員(自民党・埼玉4区)が、にいざホットプラザ(新座市)を視察した。地元朝霞支部の支部長をはじめ上田清司後援会の役員などが、会場で説明などをした。

28日は、春日部税務署を土屋品子衆議院議員(自民党・埼玉13区)が訪れ、後援会役員が迎え対応した。



上田清司参議院議員



穂坂泰衆議院議員



土屋品子衆議院議員

新潟県税理士政治連盟

幹事長

森 山 昭 彦

1. 後援会活動

税理士による金子めぐみ後援会は9月6日に書面審議による臨時総会を開催し、9月30日をもって解散した。

また、各後援会の定期総会が次のとおり開催された。

1月11日 税理士による塚田一郎後援会
ホテルニューオータニ長岡(長岡市)
定期総会・報告会
出席者数24人



塚田一郎後援会総会

1月17日 税理士による石崎とおる後援会
新潟グランドホテル(新潟市)

定期総会 出席者数25人

1月18日 税理士による高鳥修一後援会
ホテルハイマート(上越市)
定期総会・国政報告会
出席者数26人



高鳥修一後援会総会

1月24日 税理士による斎藤洋明後援会
北辰館(新発田市)

定期総会 出席者数26人

1月25日 税理士による鷺尾英一郎後援会
燕三条ワシントンホテル(燕市)
定期総会・国政報告会
出席者数30人



鷺尾英一郎後援会総会

2. 国会議員の確定申告相談会場視察

税理士会が確定申告期に行っている税務支援について理解を得るため、推薦国会議員に対しその実態を視察するよう後援会や支局に働きかけたが、新型コロナウイルスの影響により今年には実施されなかった。

長野県税理士政治連盟

幹事長

横 沢 正

1. 新年あいさつ回り

1月9日、日税連新年賀詞交歓会への出席に先立ち、衆議院および参議院各議員会館において後援会のある4議員(務台俊介衆議院議員(自民党・比例北陸信越)、後藤茂之衆議院議員(自民党・長野4区)、宮下一郎衆議院議員(自民党・長野5区)、羽田雄一郎参議院議員(国民民主党・長野県))ならびに井出庸生衆議院議員(自民党・長野3区)を訪問した。



賀詞交歓会宮下一郎衆議院議員を囲んで

2. 隣接士業政治連盟懇談会

1月14日ホテルメトロポリタン長野(長野市)において長野県行政書士会政治連盟および長野県社会保険労務士政治連盟と各連盟の会費収納状況、抱える現状課題について報告と意見交換を行った。



隣接士業政治連盟懇談会

3. 後援会活動

国政報告、税制改正要望など以下のとおり開催

- 1月11日 税理士による務台俊介後援会(松本市)
- 1月25日 税理士による若林けん太後援会(長野市)
- 1月27日 税理士による務台俊介後援会(松本市)
- 2月3日 税理士による吉田博美後援会
吉田博美氏を偲ぶ会及び解散式(飯田市)
- 2月21日 税理士による務台俊介後援会(千代田区麹町)
- 2月23日 税理士による後藤茂之後援会(諏訪市)

4. 長野県税政連の活動

- 12月3日 第1回広報委員会(松本市)
- 12月27日 第2回広報委員会(松本市)
- 1月18日 栃木県税理士政治連盟賀詞交歓会
東武ホテルグランデ(宇都宮市)

5. 納税相談会場視察

本年度は新型コロナウイルス感染防止のため、中止となった。

関税政の動き

- 1月9日 新年あいさつ回り
(衆・参議員会館)
- 1月9日 日税連賀詞交歓会
(オークラ東京)
- 3月10日 第6回正副会長・正副幹事長
合同会議
(書面審議)



編集後記

広報副委員長 柳澤 彰

新型コロナウイルス禍の影響で多くの会議・行事が中止、延期となっている。広報を通じて報告できないことは残念である。インボイスの導入は高齢化と後継者不足に悩む多くの事業者に引導を渡すのではと危惧しているが、今回の事態はそれ以上の影響を与えるのではないかと懸念している。週刊エコノミスト（4月14日号）での税理士試験受験者の減少には驚いた。多くの理由があるのだろうがこれほどまでとは思ひ知らされた。コロナ不況に見舞われているなかで、後援会を通じ

て築き上げてきた国会議員との関係を活用し、本来に必要な手当てを探り出し税理士制度改正を強く訴えていくときだと思う。社会にとってなくてはならない税理士、若者のあこがれの職業となるよう活動する 때가来た。

広報副委員長 島崎 己作

栃税政では税政連会員についての訴訟が提起されて控訴審で係争中ですが。これを良い機会ととらえて県税政連、関税政、日税政とも、会員、会費、組織のありかた、分担金の負担方法等について論議が進み規約の見直しも含めて、5才のチョコちゃんに「ボーっと生きてんじゃねーよ!」と叱られないようにしたいものです。

日税政、「税政連ニュース」配信希望者を募集

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」として配信しております。配信希望の方は、日本税理士政治連盟ホームページの専用フォームにより必要事項を記入の上、配信登録を行ってください。

●配信日：不定期(お知らせ内容があるときに随時配信します)

※メールマガジンのバックナンバーは日本税理士政治連盟のホームページで閲覧可能です。
また、会報「日本税政連」のバックナンバーもHPIにて閲覧可能です。

悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが
安心! オススメ!

安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい...

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?



ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例) 関与先をご紹介いただいた場合、

新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税

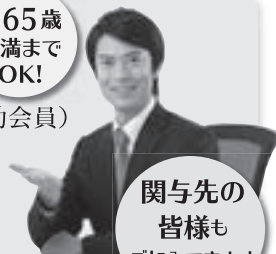
被共済者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
加入 期間			
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
http://www.zeitaikyo.com



制度の詳細はホームページを
ご覧ください

[ぜいたいきょう](#) [検索](#)

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士業界一筋 45 年余の信頼と実績

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。**業務負担を
大幅軽減!****未収金防止に
役立ちます!****報酬自動支払制度が選ばれる理由**理由
①**基本料金 0 円!**

関与先 1 件、335 円で利用可能

* 郵送型「POST」の場合

理由
②**総合的な
売上管理が可能**口座振替「未利用」の関与先様も含めた総合的な管理が可能。(無料)
未収金の一覧も自動生成されます。

* ネット型「e-NET」の場合

理由
③**相続税や確定申告など
不定期の報酬にも対応!**年 1 回・半年に 1 回等不定期に発生
する報酬もご利用いただけます。**選べる 2 つの方式****POST 郵送型****帳票を毎月郵送**まずは 1 件から始めたい先生に
おすすめです。

■ 利用料金

基本料・・・・・・・・・・ 無 料

口座振替請求手数料・・・・ 335 円 / 件

**e-NET ネット型****ネットで管理も楽々**集金管理の効率化を図りたい先生に
おすすめです。

e-NET の集金支援システム特許取得〈特許第 5117097 号〉

■ 利用料金・・・・・・・・・・ 1,800 円 / 月

(5 日と 28 日両方の振替日をご利用の場合は、2,100 円 / 月となります。)

口座振替請求手数料・・・・ 240 円 / 件

* 表示金額に消費税は含みません。

POST/e-NET**共通事項**

● 関与先様の振替日は、5 日 or 28 日 (関与先様ごとにどちらかを設定可能です)

● 税理士先生への振込は、振替日の 5 営業日後

報酬自動支払制度のお問い合わせは ホームページから資料請求・申込が可能です。

0120-155-551**報酬自動支払制度 検 索****各種事業も好評をいただいています。****関与先様の集金は My 集金 NET****集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介します。**賃料・各種会費・購読料など定期・
不定期を問わず 1 件からサポー
トいたします。

My 集金 NET のお問い合わせは

0120-155-551**研修事業のご案内**幅広いテーマと著名講師による実
務上のポイント解説を中心とした
研修を多数ご用意してお
ります。マルチメディア
研修も豊富です。

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは

TEL 03-3340-4488**日税ジャーナルオンライン****知りたい情報はココにあります!**最新の税務ニュースやお役立ち
ワンポイント講座など、税理士
事務所のための情報
ポータルサイトです。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

近年、保険金の支払いが増えています。

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが
専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をお
すすめしています。

保険契約者（団体契約）日本税理士会連合会



●資料請求先 株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

ホームページ

ぜいばいほけん

検索



次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に一。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。

是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & A の仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 O L S ビル 14 階
電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>